

船橋市住居確保給付事業実施要領

(趣旨)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給については、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(支給の手続)

第2条 住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）
- (2) 規則第13条に規定する厚生労働省社会・援護局長が定める書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した者は、住居を喪失している場合は、入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）及び住居確保報告書（様式5）を、住居を喪失するおそれがある場合は、入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）を、市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第3条 市は、規則第10条の規定により住居確保給付金支給の対象者であると認められた場合は、住居確保給付金支給対象者証明書（様式3）を、認められない場合は、住居確保給付金不支給通知書（様式4）を、規則第11条第1項の規定により住居確保給付金の支給額を決定する場合は、住居確保給付金支給決定通知書（様式7-1）を交付するものとする。

2 規則第12条第2項に規定する労働契約により就職した者は、常用就職届（様式6）を市長に提出しなければならない。

(支給額の変更)

第4条 規則第11条の規定により住居確保給付金の月額が、基準額と当該生活困窮者が賃貸する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）となった者に支給額を変更すべき事由が生じた場合の申請様式は、住居確保給付金変更支給申請書（様式1-3）とする。

2 前項の規定により提出された申請に対する支給変更決定は、住居確保給付金変更支給決定通知書（様式7-3）により通知するものとする。

(支給の停止及び再開)

第5条 規則第18条に規定する職業訓練受講給付金を受ける場合は、住居確保給付金支給停止届（様式9-1）を市長に提出しなければならない。また、

支給停止が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給停止通知書（様式9-2）により通知するものとする。

- 2 職業訓練給付金の受給期間が終了する場合の届出様式は、住居確保給付金支給再開届（様式9-3）とし、支給再開が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給再開通知書（様式9-4）により通知するものとする。
（支給の中断及び再開）

第6条 住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により、求職活動を行うことが困難となった場合は、住居確保給付金支給中断届（様式10-1）を市長に提出しなければならない。また、支給中断が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給中断通知書（様式10-2）により通知するものとする。

- 2 心身の回復により求職活動を再開できるときは、住居確保給付金支給再開届（疾病又は負傷）（様式10-3）とし、支給再開が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給再開通知書（疾病又は負傷）（様式10-4）により通知するものとする。

（支給の中止）

第7条 規則第12条第2項又は第15条の規定により住居確保給付金の支給を止める場合は、住居確保給付金支給中止通知書（様式8）により通知するものとする。

（支給期間の延長）

第8条 規則第12条の規定により引き続き住居確保給付金を支給することが就職の促進に必要であると認められるときは、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式1-2または様式1-2-2）を市長に提出しなければならない。また、期間延長又は期間再延長が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式7-2）により通知するものとする。

（資料の提供等）

第9条 法第22条に規定する資料の提供等は、生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について（依頼）（参考様式8）により求めるものとする。

（審査請求）

第10条 住居確保給付金に関する決定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）上の処分に該当し、当該処分に不服がある場合は、市長に対して審査請求をすることができる。ただし、住居確保給付金に関する不作為については、市長に対して不作為に係る審査請求を行うことができる。

- 2 審査請求期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内とする。
- 3 市長は、住居確保給付金に関する処分を行う場合には、処分の相手方（申

請者) に対し、市長に審査請求ができる旨及び審査請求ができる期間を書面で教示(通常は決定通知に記載)しなければならない。併せて、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を教示しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は令和2年4月30日より施行する。

附 則

この要領は令和2年7月3日より施行する。

附 則

この要領は令和3年2月1日より施行する。